

志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び
志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託
に係るプロポーザル募集要項

1. 業務の概要

(1) 業務名

- ①志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託
- ②志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託

(2) 本業務の目的

全ての子どもたちが持つ可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりに最適化された学び（個別最適な学び）と、仲間と協力して学びを深める方法（協働的な学び）を実現することを目指し、GIGA スクール構想第1期において、小中学校の児童生徒1人1台の学習用端末とインターネット環境を整備した。

学校現場での活用が進み、効果が実感されつつあるが、第1期で明らかになった環境の課題を解決するとともに、個別最適な学びと協働的な学びをさらに推進し、GIGA スクール構想の次の段階（第2期）へと発展させる必要がある。

本業務は、令和7年度に実施する学習用端末の更新にあたり、本市が別途購入するタブレット端末に対し、キッティングやMDMの調達・設定、ソフトウェアの導入・更新、通信設定、教職員向け研修、運用保守、ヘルプデスクの設置等を行う。

(3) 業務内容、業務場所及び履行期間

別紙「志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託仕様書」及び「志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託仕様書」のとおり

2. 見積限度額

- ①志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託：52,134千円
 - ②志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託：180,908千円
- ※①，②いずれの金額も、消費税及び地方消費税の額を含む。
※②については、5年間の長期継続契約とする。

3. 実施型式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

- (1) 本業務のプロポーザルに参加する者は、公告日から契約締結の日までの間、次の各号の全ての要件を満たすものとする。
 - (ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (イ) 令和7年5月1日現在で、志摩市契約規則第3条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿における「2502 情報処理業務」及び「2503 システム開発・管理」の部

門に登録されていること。

- (ウ) 志摩市建設工事等指名停止措置要綱（平成 20 年志摩市告示第 34 号）に基づく指名停止措置期間中でないこと。
 - (エ) 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。
 - (オ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあつては、一般競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (2) 上記参加資格条件を満たす者のうち、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、ICT に関連する業務及び GIGA スクール構想（第 1 期又は第 2 期）に係る類似業務を履行した実績を各 1 件以上有すること。

5. 参加申込・資格審査

(1) 参加申込

「参加申込書（様式第 1 号）」及び添付書類を、10. 書類提出先まで、一括して電子メール（PDF 形式）にて提出すること。

(2) 提出書類一覧表

	提出書類の名称	様式	備考
1	参加申込書	様式第 1 号	
2	会社概要調書	様式第 2 号	
3	会社の概要が分かる資料	任意様式	パンフレット等
4	会社概要調書（様式第 2 号）に記載の書類		
5	履行実績調書	様式第 3 号	
6	履行実績調書（様式第 3 号）に記載の書類		

(3) 受付期間

募集要項公告の日から令和 7 年 6 月 9 日（月）までとする。また、受付時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（志摩市の休日を定める条例（平成 16 年志摩市条令第 2 号）第 1 条第 1 項各号に定める休日（以下、「市の休日」とする。）を除く。）とする。

(4) 参加資格審査結果

参加資格審査結果は、書類審査による選定通知書（様式第 6 号）又は書類審査による非選定通知書（様式第 7 号）により、電子メールにて参加者に通知する。

6. 提案書類の作成、提出方法

下記に定める書類を 10. 書類提出先へ一括して電子メール（PDF 形式）で提出すること。受付期間中に提出がない場合又は不備があり、受付期間終了までに修正されない場合は、本業務のプロポーザルへの参加資格を無効とする。

なお、受付期間終了後の書類の再提出、差し替え等は認めないものとする。

(1) 提案書類について

- ① 下記「(2) 提出書類一覧表」の順番にまとめること。
- ② 様式指定があるものについては、当該の様式により作成すること。
- ③ 両面印刷とし、様式ごとに頁数をページの下中央に記載すること。
- ④ 専門知識を有しなくとも理解できるよう、分かりやすい表現に努めること。
- ⑤ 正本及び副本を提出するものとし、正本は、商号又は名称及び代表者氏名を記入し、かつ、参考見積書は社印を押印するものとし、副本は、事業者名及び事業者が推定できる記載をしないこと。
- ⑥ 提案書は、1者につき1つの提案とする。

(2) 提出書類一覧表

	提出書類の名称	様式	用紙サイズ、制限頁及び枚数等
1	企画提案書	様式第8号 任意様式	・表紙は様式第8号、内容は任意様式 ・A4判用紙両面印刷10枚(20頁)まで(表紙を除く)とする。 ・提案書の文字のサイズは12pt以上とする。 ただし、図表等についてはこの限りではない。
2	業務実施体制	任意様式	A4判1頁
3	実施スケジュール	任意様式	A4判1頁
4	参考見積書	様式第9号	・消費税及び地方消費税等の額を除いた金額を記載すること。 ・内訳書(任意様式)を添付すること。 ・商号又は名称及び代表者氏名の記入及び社印を押印したものを提出すること。

(3) 受付期間

募集要項公告の日から令和7年6月17日(火)までとする。また、受付時間は、午前8時30分から午後5時まで(市の休日を除く。)とする。

7. 審査方法及び審査内容

別紙「志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び志摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託に係る公募型プロポーザル方式審査要領」(以下、「審査要領」という。)による。

8. 質問及び回答

本件に係る質問については電子メールにより提出するものとし、電話又はファクシミリによる質問は受付しない。また、質問は、様式第4号を10. 書類提出先に記載のメールアドレスに送信し、その際の件名は、「志摩市立小中学校タブレット端末環境構築業務委託及び志

摩市立小中学校タブレット端末ソフトウェア更新・運用保守業務委託に係る質問について（業者名）」とすること。

質問受付期間及び回答期日は、次のとおりとする。

●質問受付期間

令和7年5月28日（水）から令和7年6月4日（水）まで

※受付時間は、市の休日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。

●回答期日

令和7年6月6日（金）午後5時までに、提案者全員に電子メールにて回答する。

9. 契約手続き等

(1) 受託候補者の決定

審査要項に基づき、受託候補者及び順位を決定する。

(2) 審査結果の通知

審査に参加した業者全員に対し、書面により、受託候補者及び順位を通知する。

(3) 異議申し立て

審査結果に関する異議申し立ては、通知書に記載の日までに行うこと。なお、申し立ての方法は電子メールによるものとし、電話又はファクシミリによる質問は受付しない。

(4) 契約内容の交渉

契約内容については、提案された内容等をふまえ、受託候補者と交渉し決定する。

(5) 次点者との契約

受託候補者が契約を締結しなかった場合、又はその他権利を失った場合は、その旨を次点者へ通知し、契約交渉を行う。ただし、次点者及びそれ以降の者が審査要項に定める得点要件を満たさなかった場合を除く。

10. 書類提出先・問合せ先

志摩市教育委員会事務局 総合教育センター

〒517-0603 三重県志摩市大王町波切 1985 番地 4

TEL: 0599-52-0280 FAX: 0599-52-0283 E-mail: ky-sogocenter@city.shima.mie.jp

11. その他

(1) 提出書類及び審査内容の公表又は非公表の別

提出された書類、審査の過程等は公表しない。

(2) 提案に係る費用の負担に関する事項

参加申込み、提出書類の作成・提出、ヒアリング等への参加等に関する費用はすべて提案者の負担とする。

(3) 参加申込み後の辞退

参加申込み後に辞退する場合は、「公募型プロポーザル辞退届（様式第11号）」を

10. 書類提出先に記載のメールアドレスに送信すること。電話又はファクシミリによる
辞退は受付しない。

(4) 虚偽記載等

参加申込書、提案書類等に虚偽の記載をした場合には、失格とする。

(5) 言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。

(6) 提出書類の取り扱い

提出書類は、参加者に返還しない。

また、本プロポーザルにおいて提案された内容については、市が実行することを確
約するものではない。

事業の全体スケジュール及び契約交渉相手方決定までの事務手順

	事項	期日・期間等
1	募集要領の公告	令和7年5月28日(水)
2	①参加申込書、②提案書及び③当該書類に係る質問の受付開始(※電子メールによる)	令和7年5月28日(水)
3	③質問の受付締め切り	令和7年6月4日(水)午後5時
4	③質問の回答期日 (※提案参加者全員に電子メールで回答)	令和7年6月6日(金)
5	①参加申込書の提出期限	令和7年6月9日(月)午後5時
6	参加資格審査結果及びヒアリング等の実施に係る通知	令和7年6月10日(火)
7	②提案書等の提出期限	令和7年6月17日(火)午後5時
8	ヒアリング等審査の実施	令和7年6月20日(金)
9	ヒアリング等審査結果の通知	令和7年6月20日(金)
10	受託候補者との随意契約締結	令和7年6月27日(金)